

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
下水道法（昭和33年法律第79号）第24条第1項	行為の許可	下水道施設管理課

1 審査基準は、次のとおりとする。

次に掲げる要件に該当すること。

ア 申請内容が必要かつやむを得ないものであること。

イ 下水道法施行令（昭和34年号外政令第147号）第17条「公共下水道に設ける施設又は工作物その他の物件に関する技術上の基準」に適合すること。

ウ 「公共下水道に設置する物件に関する技術基準」（平成16年11月4日下水道部長決裁）に適合すること。

2 標準処理期間は、20日とする。ただし、道路等の占用許可を伴う案件については、占用許可に要する処理期間を加味するものとする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。